

## [事案 2024-372] 利息金返還請求

・令和8年2月27日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社の案内不足により、保険料自動振替貸付が適用されていることを認識していなかったことを理由に、貸付利息の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成6年1月に契約した個人年金保険について、保険料の払い込みをしなかった期間があり、保険料自動振替貸付が適用されたが、以下の理由により、その貸付利息を返還してほしい。

- (1) 契約時に、保険料の自動振替貸付制度の説明を受けていない。他の用件のために保険会社に問い合わせをした際に、初めて未払保険料相当額が立て替えられていたことの説明を受けた。
- (2) 保険会社の担当者は、平成8年から平成10年までの自動振替貸付について、約25年の間、自分に口頭でその旨を知らせたり、返済の督促をしたりすることは一度もなかった。
- (3) 平成18年2月から同年4月分の自動振替貸付分について、同年6月に一括返済をしたが、同返済は当時利用していた契約者貸付金の返済であると思い、送金したものである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に交付したご契約のしおりに自動振替貸付制度の内容を記載している。
- (2) 自動振替貸付を行ったタイミングで、契約者に対して、保険料の立て替えと返済に関する案内文書を送付し、その後は年1回送付している契約内容通知文書に自動振替貸付の残高を記載している。平成21年以降は、振込用紙も添付した自動振替貸付の残高に関する通知を年1回送付している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料が自動振替貸付による立替金によって支払われた状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。